

令和8年度特別支援教育就学奨励費補助事業について

静岡市では、市立小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品、給食費等学校教育にかかる費用の一部を補助しています。申請される場合は、令和8年度に在学する学校に書類を提出してください。

1 対象となる方

静岡市に在住で、市立の小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、下記の(1)又は(2)に該当する方。

(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者

(2) 通常学級に在籍しているが、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者。

なお「第22条の3に規定する障害の程度」とは、就学支援委員会で「特別支援学校相当」の審査結果が出た方に該当します。また「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度」の障害であることを医療機関の診断書等で証明できる方を含みます。

2 算定基準と区分について

特別支援就学奨励費では、世帯の所得額(注1、注2)が生活保護基準需要額の何倍にあたるかにより認定の区分を決定します。この区分によって、補助される費目や金額が異なります。認定の区分の決定は年度ごとに決定します。

<認定区分決定所得の目安額(年額)>

認定区分			「認」	「通」
基準			所得額が生活保護基準需要額の2.5倍未満	所得額が生活保護基準需要額の2.5倍以上
世帯の合計所得の目安	家族構成(例)	保護者35歳 子7歳	415万円未満	415万円以上
		保護者35歳 35歳子7歳	509万円未満	509万円以上
		保護者38歳 38歳子9歳 7歳	677万円未満	677万円以上
		保護者38歳 38歳子9歳 7歳 5歳	722万円未満	722万円以上
補助対象の費目			裏面3の表 ①～⑩	裏面3の表 ⑧、⑨、⑩(いずれも実費の1/2)

注1：世帯分離していても、同じ住居で生活している場合は同居家族となり収入の合計額に含めます。

注2：算定する所得は家族全員の課税所得です。また単身赴任中の保護者の収入を含みます。

※この金額は目安です。所得の目安は家族構成・年齢・障害者人数・就学者数等により異なります。

3 申請方法

令和8年度に在籍する学校から、4月下旬に下記の書類について提出するようお知らせがあります。

書類作成時は書類に記載された注意事項を確認して作成してください。

【提出書類】 (1) 申請書(収入額需要額調書) (2) 委任状兼同意書(兼口座振込依頼書)

※ 通常級在籍で就学支援委員会の特別支援学校相当の審査結果が出ていない場合は、「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度」の障害であることを証明する文書が必要です。

【提出場所】 お子さんの通っている学校

【提出期限】 各学校で定める締め切りの日

※年度途中で申請した場合は、申請した月の費用から援助します。

※就学援助制度について

特別支援教育就学奨励費とは別に、経済的な理由でお困りの方へ、学用品費・給食費などの一部を援助する就学援助制度があります。就学援助と特別支援就学奨励費は両方とも申請できますが、就学援助が認定となった場合は就学援助からの支給が優先されます(就学援助の方が手厚いため)。その場合、特別支援就学奨励費からは⑨交流学習交通費のみが支給となります。

就学援助制度については、児童生徒支援課(裏面連絡先)または各小中学校へお問い合わせください。

4 補助される費目

生活保護制度、就学援助制度など他の制度からの同様の補助がある場合は、その費目については対象となりません。

※支給は、4月から6月分、7月から11月分、12月から3月分の年3回に分けて支給します。

※上限額は国の通知に基づき決まり、令和8年度に変更される場合があります。

下記は令和7年度のものです。

費目	小学校	中学校	備考
① 新入学児童生徒学用品・通学用品費	上限 28,530 円	上限 31,500 円	
② 学用品・通学用品購入費	上限 5,820 円	上限 11,370 円	
③ 体育実技用具費 (中学校のみ)		実費の1/2 (上限あり)	柔道着(上限 3,825 円)又は剣道着(上限 26,455 円) 購入した品物の領収書またはレシート等の原本が必要です。
④ 修学旅行費	実費の1/2 (上限 10,790 円)	実費の1/2 (上限 28,860 円)	修学旅行に必要な交通費、宿泊費、見学費(拝観料及び入場料等)及び一律負担する記念写真代、旅行損害保険料等。
⑤ 校外活動費 (宿泊なし)	実費の1/2 (上限 800 円)	実費の1/2 (上限 1,155 円)	交通費及び見学費
⑥ 校外活動費 (宿泊あり)	実費の1/2 (上限 1,845 円)	実費の1/2 (上限 3,105 円)	交通費、宿泊費及び見学費等
⑦ 学校給食費	実費の1/2	実費の1/2	
⑧ 通学費 (公共交通機関のみ)	実費	実費	定期券の写し又は定期券控えが必要です。
⑨ 交流学习交通費	実費	実費	特別支援学校又は他校の特別支援学級と 交流を目的とする 集団学習に参加する場合の交通費。(公共交通機関利用分)
⑩ 職場実習交通費 (中学校のみ)		実費	

【注意】

- 補助費目①～⑧は世帯の収入状況に応じて、補助されない場合があります。
- 補助費目⑧～⑩は世帯の収入状況に応じて、実費の1/2になる場合があります。
- 里親家庭については⑤、⑨及び⑩が支給されます。
- 静岡県遠距離通学事業補助金を受給している場合は、⑧が支給されません。
- 通級指導教室に通う児童生徒については、⑧が支給されます。

学用品・通学用品費及び新入学準備用品費について

支給費目のうち、①新入学児童生徒学用品・通学用品費(新1年生のみ)②学用品・通学用品費については、令和6年度より一定額が補助されますので、領収書・レシート等の提出が不要です。

ご不明点があれば在籍している小中学校、または下記担当までご連絡ください。

静岡市教育委員会 児童生徒支援課
就学援助係 ☎054-354-2532